

「さんりく旅プラスキャンペーン業務」

業務仕様書

令和 5 年 3 月
岩 手 県

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「さんりく旅プラスキャンペーン業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務の概要

(1) 目的

岩手県三陸地域（沿岸 13 市町村）（以下「三陸地域」という。）において、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ地域経済の回復及び閑散期における観光需要の喚起を図るため、オンライントラベルエージェント（以下「OTA」という。）のサイト内で宿泊施設の予約時に利用できるクーポンを造成することにより、三陸地域の観光消費の拡大と本県経済の活性化を図るもの。

(2) 業務概要

- ア 参加施設登録等業務
- イ 宿泊代金の割引、精算等
- ウ さんりく旅プラスキャンペーン（以下「キャンペーン」という。）のプロモーション【自由提案】
- エ 進捗管理・業務報告等

2 業務内容（仕様）

(1) 参加施設登録等業務

ア 参加施設の登録

三陸地域の宿泊施設及びOTAに対してキャンペーンが速やかに開始できるよう、施設の意向を確認した上で、登録を行うこと。なお、宿泊施設、OTAについては、以下の要件を満たすものとする。

(ア) 宿泊施設

旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）に定める旅館営業、ホテル営業及び簡易宿所営業を行う施設並びに住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）に定める住宅宿泊事業を行う施設（以下「宿泊施設」という。）であること。

ただし、以下のものは対象外。

- ・ 宿泊施設の利用開始時と利用終了時が同日（デイクース）であるもの。
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を伴う商品。

(イ) OTA

第 1 種旅行業、第 2 種旅行業、第 3 種旅行業、地域限定旅行業、旅行業代理業、観光圏内限定旅行業者代理業、住宅宿泊仲介業の登録等をしていること。

イ 取扱いマニュアルの作成

参加施設の登録等において必要となる取扱いマニュアルを作成し提案すること。ただし、次の要件を含むこと。

- ・ 事業概要（補助対象者、補助金対象商品及び事業期間を含む）

- ・ 補助利用及び参加条件
- ・ 運用方法
- ・ 精算方法

(2) 宿泊代金の割引、精算等

宿泊代金の割引、精算については、次の要件を全て満たすものとする。なお、具体的方法については提案によることとする。

ア クーポンを造成するO T Aサイトについて、本業務の目的を達成できるよう、複数のO T Aサイトで造成すること。

イ 本業務による効果が一部のものに集中しないよう、1予約につき2泊まで及び4名までを割引対象の上限とする。

ウ キャンペーンの対象期間については、令和5年7月から8月及び令和6年1月から2月までの2回設定する。

ただし、お盆・年末年始等の期間は除外し閑散期における観光需要の喚起を図ること。

エ 割引の対象経費については、宿泊プランの宿泊代金を対象とする。なお、宿泊代金は税・サービス料を含むこととし、当該施設での飲食等を含むプランも可能とする。

オ クーポンによる割引額について、令和5年7月から8月までは1人泊あたり3,000円、令和6年1月から2月までは1人泊あたり5,000円の定額とする。

ただし、クーポンによる割引率は1人泊あたりの宿泊代金の50%以内とする。

カ 割引予約開始時期については、できるだけ早い時期に設定するものとし、遅くともキャンペーン期間開始の1ヶ月前に実施できるよう設定すること。

キ 割引は先着順に行うものとし、キャンペーン期間中であっても各回における割引予定総額に達した時点で終了する。

ク 割引内容、本来の価格及び割引後の価格を明示し、その差額に対し助成があることを利用者が認知できるようにすること。

ケ 利用実績があった宿泊施設に対して、速やかに割引額を支払うこと。

(3) キャンペーンのプロモーション【自由提案】

キャンペーン期間内に利用料金の割引が割引予定総額に到達するよう、クーポンを造成するO T Aサイト内に特設ページを作成するとともに、利用促進につながる県内観光情報発信等、効果的なプロモーションを実施すること。

また、令和6年1月から3月において、岩手県がJ R東日本重点販売地域の指定を受け、J R東日本等と連携して実施する冬季観光キャンペーンと連携したプロモーションを実施すること。

(4) 進捗管理・業務報告

ア 進捗管理

本業務実施にあたっては進捗管理を行い、県が指定する期間ごとに、原資使用状況及び対象宿泊施設の延べ宿泊者数等を県に報告すること。

イ 業務報告

次に掲げる実績について、県に報告すること。報告にあたっては、印刷物と併せて電子媒体でも提出すること。

- (ア) 実績報告書
- (イ) 対象宿泊事業者一覧（利用実績がない宿泊施設も含む）
- (ウ) 割引原資精算状況
- (エ) 利用者の数及び属性（年齢等）
- (オ) プロモーション成果品

3 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（称号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して書面で報告しなければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して書面により通知しなければならない。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとする。ただし、権利の移転前であっても、県が必要な範囲において成果物を利用することとする。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護等に関する条例（令和4年12月22日岩手県条例第49号）を遵守しなければならない。

(6) 帳簿書類

受託者として作成した帳簿書類は、その帳簿閉鎖の時から5年間保存すること。

(7) 委託金額の積算

当該委託事業に要した経費の実績額が委託金額を下回る場合は、当該金額をもって委託金額をすること。

(8) その他

本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行うもの。